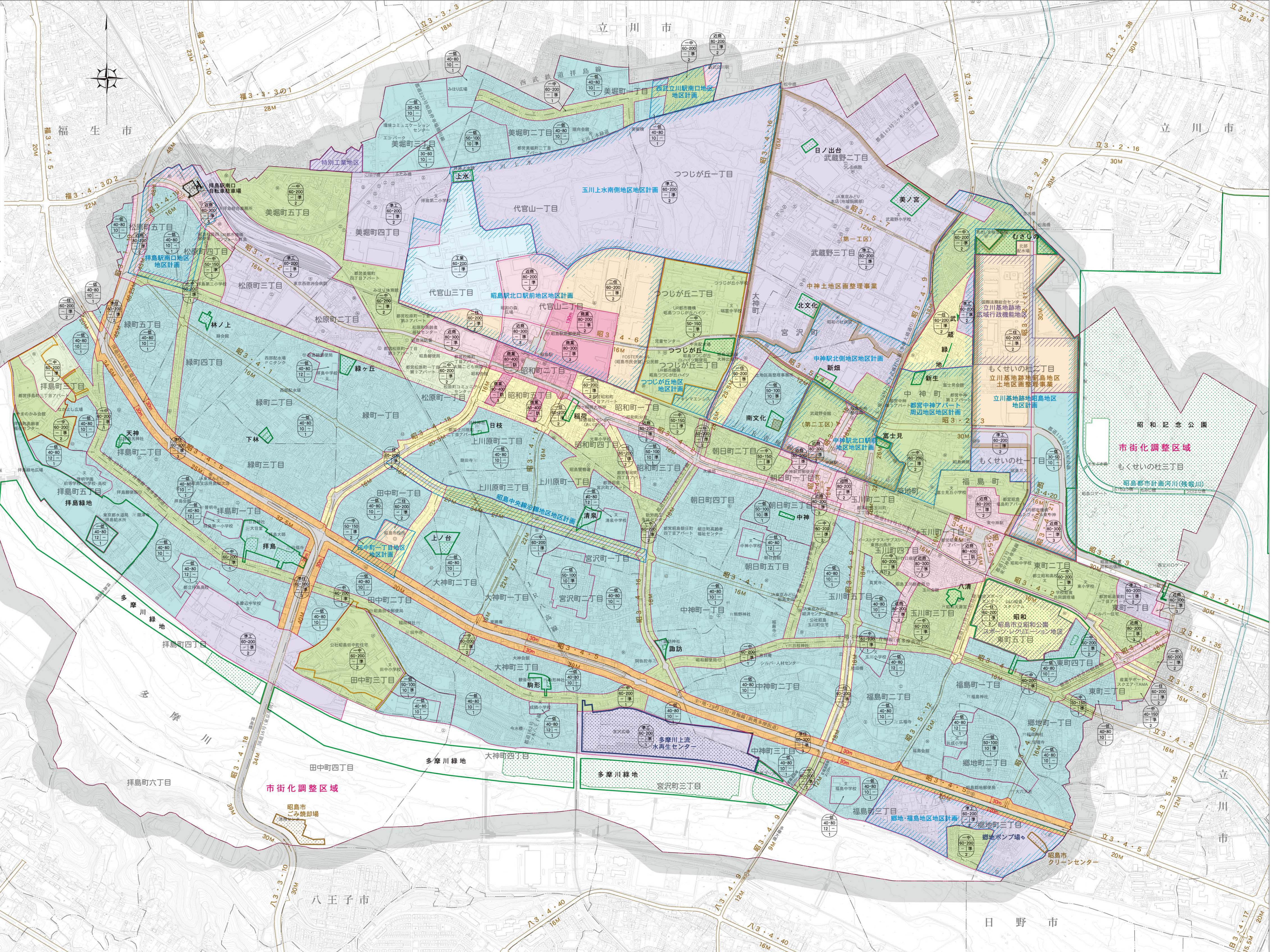


昭島都市計画図

凡		例	
用途地域等	規制	日影規制	規制される日影時間
第一種低層住居専用地域	第一種防火地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が4階以上の建築物	3時間以上 2時間以上
第一種中高層住居専用地域	第二種防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
第二種中高層住居専用地域	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
準住居地域	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
準住居地域	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
近隣商業地域	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
商業地域	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
工業地域	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
準工業地域	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
都市計画区域	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
市街化調整区域	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
特別用途地区	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
都市計画道路	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
都市計画駐車場	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
都市計画公園・緑地	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
下水道処理場・ポンプ場	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
汚物処理場・ごみ焼却場	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
都市計画河川	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
一団地の住宅施設	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
土地地区画整理事業	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上
地区区計画	準防火地域	高さ10mを超える建築物	3時間以上 2時間以上



用途地域内の建築物の用途制限

各用途地域における住居の環境の保護や、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次のとおり制限があります。

昭島市では第一種低層住居専用地域及び工業専用地域を除く10種類の用途地域を指定しています。

用途	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	準住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	工業地域	準工業地域	都市計画区域	市街化調整区域	特別用途地区
○一建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○二建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○三建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○四建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○五建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○六建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○七建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○八建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○九建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○十建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○十一建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○十二建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○十三建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○十四建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○十五建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○十六建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○十七建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○十八建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○十九建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○二十建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○二十一建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○二十二建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○二十三建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○二十四建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○二十五建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○二十六建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○二十七建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○二十八建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○二十九建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○三十建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○三十一建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○三十二建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○三十三建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○三十四建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○三十五建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○三十六建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○三十七建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○三十八建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○三十九建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○四十建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○四十一建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○四十二建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○四十三建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○四十四建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○四十五建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○四十六建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○四十七建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○四十八建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○四十九建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○五十建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

*この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
 (承認番号) 7都市街街第192号、令和7年9月26日

*この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。
 (承認番号) 7都市街街第261号、令和7年11月27日

この地図の著作権は、東京都及び株式会社マップ東京に帰属する。